

## 銀行等の自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(案)への意見一覧

### < バーゼル 関連 >

番号	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行特例告示 第1条等	<p>国際統一基準における特例告示中の「新基準」の採用開始時期は、特例告示の有効期間内の任意の時期でよいか。</p>	<p>平成24年3月末までの任意の時期に採用を開始することが可能です。なお、一旦新基準を適用した場合には、平成24年3月末まで適用することとなります。</p>
2	銀行特例告示 第1条等	<p>今回の弾力化は外債投資における債券評価損・為替評価損も対象と考えてよいか。すなわち、</p> <p style="padding-left: 2em;">国内基準適用の預金取扱金融機関については評価損を自己資本に反映しない、</p> <p style="padding-left: 2em;">国際統一基準適用の預金取扱金融機関については、米国債やジニーメイ MBS のようなリスク・ウェイト0%資産評価損は自己資本に反映しない、</p> <p>との理解でよいか。</p>	<p>今回の措置は監督上の特例措置であり、会計上の特例措置ではない点に留意が必要です。外債投資における為替評価損などが、会計上「その他有価証券」にかかる評価損に含まれているものであれば、対象となるものと考えます。</p> <p>また、米国債などの中央政府が発行する債券（あるいは中央政府が保証する債券）については、リスク・ウェイトがゼロとなるには、格付1-1（AA-以上）が条件となることに留意が必要です。</p>
3	銀行特例告示 第1条等	<p>国際統一基準が適用されている預金取扱金融機関については、「信用リスクのない債券（標準的手法においてリスク・ウェイト0%が適用されている有価証券）の評価損益について、評価益を自己資本の補完的項目（ティア2）に算入しないとともに評価損も自己資本の基本的項目（ティア1）から控除しない取扱いも認めることとする。」、となっているが、内部格付手法を採用している金融機関の場合であっても、今回対象となっている有価証券は標準的手法におけるリスク・ウェイト0%が適用されている有価証券と考えてよいか。</p> <p>例えば、標準的手法ではリスク・ウェイトが20%の有価証券であるが、内部格付手法ではリスク・ウェイトを0%として計算している場合は今回の対象外と考えてよいか。</p> <p>反対に標準的手法ではリスク・ウェイトが0%であるが、内部格付手法では20%と計算している場合は今回の対象となると考えてよいか。</p>	<p>特例告示に規定される通り、標準的手法においてリスク・ウェイト0%が適用される債券（あるいはリスク・ウェイト0%の発行主体により元本および利息が全額保証された債券）が対象となります。</p>

番号	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
4	銀行特例告示第1条等	今回の弾力化は外貨債（米国債等）投資における満期保有目的などの会計上で発生する為替に関する評価損も対象と考えてよいか。	今回の措置は監督上の特例措置であり、会計上の特例措置ではない点に留意が必要です。（今回の措置の対象に関する点については上記番号2を参照してください） 会計上の為替に関する評価損については、今回の措置に関わらず、適切な会計処理に従って算出していただくこととなります。
5	銀行特例告示第12条等	バーゼル第3の柱に基づく開示事項において、自己資本の充実状況を公開するときには今回の弾力化された自己資本額を用いてよいか、それとも現行の自己資本額を用いなければならないのか。各金融機関の判断で選択してよいのか。 その際には、ディスクロージャ資料などで選択の有無の明記が望ましいのか。	今回の措置を採用することとした場合は、特例を適用した場合の自己資本額を開示することとなります。（銀行特例告示第12条等で措置） なお、バーゼル第3の柱においては、情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める観点から、適切な開示を求めています。各金融機関におかれてはこうした観点に基づき、自身の判断で、適切な情報の開示が求められます。
6	全般	時限措置ではなく、恒久的措置とすべきである。	今回の措置は、現下の異例な市場環境下での監督上の特例措置です。したがって、時限措置が適当と考えます。

< 大口信用供与規制関連 >

番号	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
7	銀行特例告示第5条等	銀行の同一人に対する信用の供与等に係る規制（大口信用供与規制）における自己資本の額は、銀行法施行規則第14条の2第2項により、自己資本比率算定上の自己資本の額が基準となる。国内基準行の場合、今回の特例(案)により、平成24年3月31日までの間の自己資本比率算定上の自己資本の額は、「その他有価証券評価差損」を控除していない基本的項目（Tier ）により算出した自己資本の額との理解でよいか。	そのような理解で差し支えありません。ご指摘を踏まえ、銀行特例告示第5条等において規定しました。
8	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -2-4-3(2)等	大口与信の定義（Tier の10%以上の与信先又は（以下略））における「Tier 」については、国内基準行の場合、今回の特例(案)により、平成24年3月31日までの間は、「その他有価証券評価差損」を控除していないTier であるとの理解でよいか。	そのような理解で差し支えありません。

< アウトライヤー基準関連 >

番号	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
9	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -2-5-3(2) 等	早期警戒制度（金利リスク）のモニタリング計表において、「アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（中略）が基本的項目（Tier ）と補完的項目（Tier ）の合計額の 20%を超えるもの）（以下略）」における基本的項目（Tier ）については、国内基準行の場合、今回の特例(案)により、平成 24 年 3 月 31 日までの間は、「その他有価証券評価差損」を控除していない基本的項目（Tier ）であるとの理解でよいか。	そのような理解で差し支えありません。
10	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -2-5-3(2) 等	今回の弾力化は、自己資本比率規制における自己資本計算方法の変更と考えられるが、アウトライヤー基準計算における、基準となる自己資本（金利ショックを与える前）の計算方法も同様に変更となると考えてよいか。	そのような理解で差し支えありません。 なお、今回の措置にかかわらず、パーゼル 第 2 の柱にかかるリスク管理態勢向上への取組みは従前と変わらないものと考えます。
11	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -2-5-3(2) 等	アウトライヤー基準計算においては金利ショックを与えたときの自己資本の毀損度合いを計算することになるが、この場合、金利ショックを与えたときの有価証券評価損益は、今回の措置にかかわらず自己資本に反映させるのか。	アウトライヤー基準における金利ショックは、資産・負債・オフバランスシート項目の経済的価値の低下を測るものであります。 したがって、今回の措置にかかわらず、アウトライヤー基準の金利リスク計測は従来通りの取扱いとなります。

< 有価証券報告書関連 >

番号	条文	コメントの概要	金融庁の考え方
12	その他	国際統一基準が適用されている預金取扱金融機関において、今回の弾力化を選択した場合、あるいは選択しなかった場合には、有価証券報告書に選択の有無を明記することが求められるのか。	求められません。